

# 江別市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金 Q & A

※事業の継続は実施に必要な毎年度の予算が議決されることが条件となります。

## 【制度内容について】

### Q 1. 事業概要について

江別市内で保育所等（※1）を運営する事業者が、雇用する保育士等（※2）を、事業者が借り上げた江別市内の宿舎に入居させる場合に、宿舎借り上げに係る経費の一部を補助します。

※1：「保育所等」の具体的な内容は次のとおり

- ・認可保育所
- ・認定こども園
- ・地域型保育施設
- ・幼稚園

※2：「保育士等」の具体的な内容は次のとおり

- ・保育士
- ・幼稚園教諭

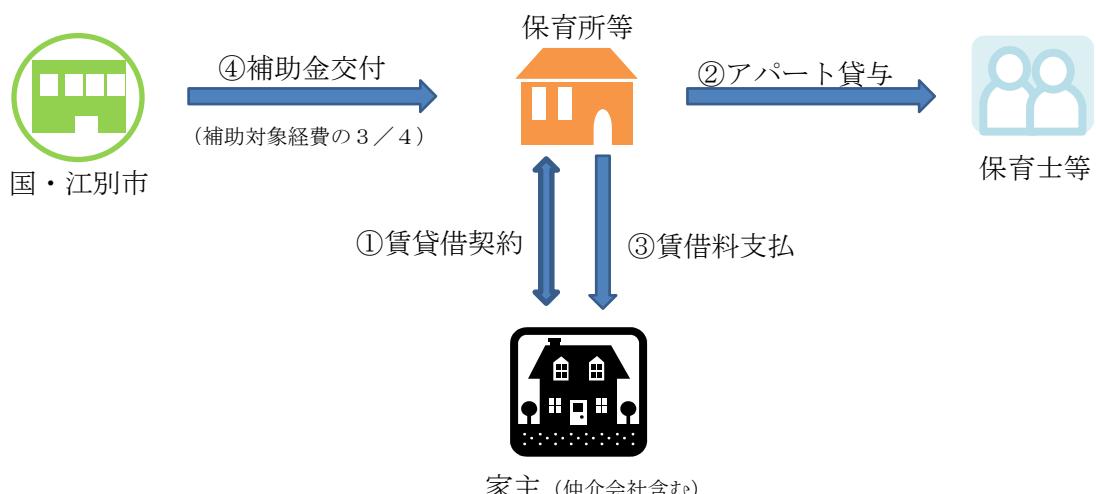
※3：補助対象となる保育士又は幼稚園教諭は、雇用開始の日から起算して、5年を超えていないこと

【例】令和5年4月1日雇用の場合⇒令和10年3月末（令和9年度末）までが対象。

【例】令和5年7月1日雇用の場合⇒令和10年6月末（令和10年度途中）までが対象。

【例】令和2年4月1日雇用の場合⇒令和7年3月末（令和6年度末）までが対象。

## 【イメージ】



## Q 2. 補助対象となる事業者の要件について

以下の条件を全て満たしていることとする。

- ・江別市内において保育所、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園のいずれかを運営していること
- ・当該保育士等を居住させるための宿舎に係る賃貸借契約を締結していること。
- ・事業者が宿舎に係る賃借料を負担していること。

## Q 3. 補助対象となる宿舎の要件について

以下の条件を全て満たしていることとする。

- ・保育士等を居住させることを目的として、事業者が借り上げるものであること。
- ・江別市内に所在するものであること。
- ・事業者又は事業者の利害関係人が所有する物件ではないこと。

## Q 4. 補助対象となる保育士等の要件について

以下の条件を全て満たしていることとする。

- ・事業者に雇用されている期間が、当該雇用が開始された日から起算して5年を超えていないこと。
- ・1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上常態的に勤務する者であること。
- ・施設長や法人役員等でないこと。
- ・補助対象宿舎を住所として住民登録し居住すること。
- ・住居手当等を支給されていないこと。また、同居者に住居手当等を支給されている者がいないこと。
- ・過去にこの要綱による補助を受けたことがないこと。

## Q 5. 補助対象となる経費は何か。

賃借料、共益費、管理費が補助対象です。（以下、「賃借料等」という。）

礼金、敷金、更新料、鍵交換代、仲介手数料、振込手数料、光熱水費、住宅保険、駐車場、町内会費等は対象になりません。

駐車場代と賃借料等が合算されている場合は、賃貸借契約書において、内訳を記載して頂くなど、対象経費の額がわかるようにしてください。

## Q 6. 補助基準額、補助割合、補助金額について

補助割合は3／4です。(1／4は必ず事業者が負担することとなります。)

補助対象経費(賃借料等)と補助基準額(月額45,000円)を比較し、いずれか少ない額に補助割合3／4を乗じて算出した額が、補助金額となります。

なお、各月の補助金額を合計した年額の補助金額は100円未満切り捨てとなります。

【例1】宿舎の賃借料等が45,000円の場合

賃借料等 45,000円 = 補助対象経費 ★	
補助基準額 45,000円 ☆	
補助金(3／4)	事業者(1／4)
45,000円(選定額)×3／4=33,750円	11,250円

【例2】宿舎の賃借料等が50,000円の場合

賃借料等 50,000円 = 補助対象経費 ★	
補助基準額 45,000円 ☆	
補助金(3／4)	事業者(1／4)
45,000円(選定額)×3／4=33,750円	11,250円

【例3】宿舎の賃借料等が39,000円の場合

賃借料等 39,000円 = 補助対象経費 ★	
補助基準額 45,000円 ☆	
補助金(3／4)	事業者(1／4)
39,000円(選定額)×3／4=29,250円	9,750円

## Q 7. 保育士等本人が、家賃の一部を負担している場合は対象となるか。

対象となります。が、家賃の一部を保育士等本人が負担している場合は、事業者の支出額から本人負担分を除いた金額が補助対象経費となります。

【例1】宿舎の賃借料等50,000円のうち、保育士が10,000円負担している場合

賃借料等 50,000円		
50,000円-保育士負担額 10,000円=40,000円 補助対象経費★		
補助基準額 45,000円 ☆		
補助金(3／4)	事業者(1／4)	保育士(自己負担)
40,000円(選定額)×3／4=30,000円	10,000円	10,000円

## Q 8. 保育士等の入居日や退去日が月途中の場合、その月の補助金額はどうなるか。

居住した日数が1か月に満たない場合は、補助基準額（45,000円）を当該月の日数で日割り計算します。日割り計算した額と実際に支払った額を比較し、いずれか少ない額に、補助割合3／4を乗じて算出した額が、補助金額となります。（100円未満端数切捨）

【例1】家賃月額4万円の宿舎に、5月15日に保育士等が入居した場合の補助月額（5月の居住日数は16日）

- 事業者負担額：40,000円
- 日割り基準額： $45,000\text{円} \times 16/31 = 23,225.8\cdots\text{円}$
- 補助金額： $23,225.8\cdots\text{円} \times 3/4 = 17,419.3\cdots\text{円} = 17,400\text{円}$

（月ごとに計算し、100円未満の端数切捨てとなります）

## Q 9. 補助金の支払い時期は。

年度終了後に一括して支払います。概算での支払いを希望する場合は、個別にご相談ください。

## Q 10. 事業者が宿舎を借り上げたら、入居者がいなくても補助対象となるのか。

事業者が宿舎を借り上げただけでは、補助対象となりません。保育士等が入居している期間が補助対象となります。なお、保育士等の入居日は、住民票等で確認します。

※事業者及び職員・役員等が所有する物件を貸与している場合は対象なりません。

## Q 11. 事業者が、雇用する保育士等に対し住居手当等を支給している場合、本補助金の対象となるか。

本補助金は、事業者が、雇用する保育士等のためにアパート等の宿舎を借り上げる費用について補助するものです。住居手当等の支給分について補助するものではないため、住宅手当の支給を行っている場合は対象外となります。

## Q 12. 過去に支払った賃借料等は対象になるのか。

申請のあった年度から補助対象となります。

**Q13. 法人や施設ごとに申請できる件数の上限はあるか。**

現時点では上限はありませんが、利用見込みが予算の範囲を超える場合、一定の基準に基づき優先順位をつけ、申請件数を制限する場合があります。

**Q14. 本制度は保育士等の就業の継続・離職の防止を目的としているが、宿舎に居住する保育士等が辞めることに関する規定はあるか。**

規定はありませんが、本事業を実施する保育所等は、研修への参加機会の積極的な確保等、保育士等の就業が継続される環境づくりに努めてください。

**Q15. 事業者が宿舎借り上げ支援事業を実施するにあたり、事業者独自の規定を定めることは可能か**

本補助要綱に定める範囲であれば、事業者が独自に規定を設けることは可能です。事業者の運営する保育所等の実情に合わせて、規定等を設定し、事業を実施してください。

**Q16. 年度途中で保育士等が退職した、又は宿舎を出ことになった場合はどうなるのか。**

退職または宿舎を退去した時点で補助対象外となりますので、速やかに市と協議し、退職または退去までの期間について、実績報告を行ってください。

**Q17. 宿舎の賃貸契約期間中に補助対象期間が終了する場合の取扱いについて**

補助対象期間は、当該雇用が開始された日から起算して5年を超えていないこととしているので、賃貸契約に2年ごと等の期間がある場合、賃貸契約期間内に補助対象期間が終了する場合が出てくることが考えられます。

【例】雇用開始日 平成30年4月1日

補助対象期間 令和5年3月31日（令和4年度末）まで

賃貸借契約 令和4年4月1日～令和6年3月31日

上記の場合、令和5年4月1日以降は、補助対象外となるので、契約者を事業者から保育士等に変更するなど、契約者、賃貸借契約の期間、賃借料等の負担者等について、あらかじめ家主や

## 保育士等と協議を行う必要があります。

なお、契約を変更する際に発生する費用については、補助の対象外となります。

### **Q18. 宿舎の賃貸契約期間が年度途中までとなっている場合、補助の対象となる期間はいつまでか。**

契約期間が年度途中までの場合は、申請時点で契約を更新する予定であれば、契約更新見込みとして3月31日までを補助対象期間として申請が可能です。ただし、以下の点にご注意ください。

#### (1) 更新契約書について

実績報告提出時には、更新契約書一式の写しの提出が必要です。

#### (2) 更新しなかった場合について

更新契約見込みで申請したもの、何らかの事情で更新をしなかった場合は、速やかに市と協議を行い、実績報告が必要です。

### **Q19. 宿舎を貸すという現物給付になるが、本来は、本人が家賃を支出しなければならないところ、支出がないという点について、所得税の関係はどうなるのか。**

保育士等に対し宿舎を貸与する場合、事業者が保育士等から1か月あたり一定額以上の自己負担額（以下、「賃借料相当額」という。）を受け取っていれば、保育士等は貸与された宿舎を、給与とみなされず課税されません。

賃借料相当額とは、次の(1)～(3)の合計額をいいます。

- (1) (その年度の建物の固定資産税の課税標準額)×0.2%
- (2) 12円×(その建物の総床面積(平方メートル)/3.3(平方メートル))
- (3) (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額)×0.22%

保育士等に無償で貸与する場合には、この賃借料相当額が給与として課税されます。

保育士等から賃借料相当額より低い家賃を受け取っている場合には、受け取っている家賃と賃料相当額との差額が、給与として課税されます。

しかし、保育士等から受け取っている家賃が、賃借料相当額の50%以上であれば、受け取っている家賃と賃借料相当額との差額は、給与として課税されません。

賃借料相当額を計算するためには、建物・土地の課税標準額及び建物の総床面積が必要です。

課税標準額及び総床面積は、江別市から所有者宛てに毎年5月中旬に送付する納税通知書に同封している「課税明細書」にて確認することができます。

または、「公租公課証明書」に記載されており、当該証明書は江別市市民税課にて請求することができます。なお、公租公課証明書は土地と家屋の両方を請求して頂くことになります。所有者本人以外（保育所等）が請求する場合は、委任状が必要です。

<必要書類>

- ・評価証明書等交付・閲覧申請書
- ・委任状（所有者以外の者が請求する場合）
- ・窓口で請求する方の身分証明書（運転免許証等）

下記江別市ホームページより様式をダウンロードすることができます。

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/yousiki-download/9058.html>

国税庁ホームページ「タックスアンサー（よくある税の質問）」の「No.2597 使用人に社宅や寮などを貸したとき」についてもご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2597.htm>

詳しくは事業者の税理士または最寄りの税務署にお問い合わせください。

## Q20. 賃借料を前払する場合の取扱いについて

4月分の家賃を3月末に支払う場合など、対象月と賃借料の支払月が異なる場合についても、市から事業者への補助は、当該年度分（4月分から3月分）までを対象とします。

## Q21. その他留意すべきことについて。

本事業の活用により、保育士等の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が変動した場合についてはこの限りではありません。

また、事業者が負担する賃借料については、保育士等に対し手当として支給するものではないため、処遇改善加算における賃金改善額に含めることはできません。

## 【対象保育士等について】

### Q22. 保育士以外の職員は対象とならないのか。

保育士資格又は幼稚園教諭免許状を持ち、保育士又は幼稚園教諭（保育教諭含む）として勤務している方を対象としています。

### Q23. 保育補助者、看護師、調理員、栄養士、事務職員等は対象となるか。

対象となりません。

### Q24. 保育士資格試験による資格取得見込者を対象とすることは

対象となりません。

### Q25. パートの保育士等は対象となるか。

常勤（1日6時間以上かつ月20日以上の勤務）であれば、パート職員でも対象となります。

※「1日6時間」「月20日」の両方を満たしている必要があります。「1日5時間、月25日」などは不可。

### Q26. 産休中や育休中の保育士等は対象となるか。

雇用及び手当の支給が継続されていれば対象となります。

### Q27. 休職中の保育士等は対象となるか。

雇用及び手当の支給が継続されていれば対象となります。

### Q28. 4月1日付採用の保育士等で、3月中に入居した場合、補助の対象となるか。

3月中は保育士等として採用されていないため、3月分の賃借料等は補助の対象にはなりません。4月以降は補助対象になります。

3月1日など入居日時点で既に採用されている場合は、補助の対象となります。

**Q29. 江別市内にある宿舎に居住している保育士等が、市外の保育所に勤務している場合は、対象になるのか。**

対象となりません。

**Q30. 同居の親族等がいる場合も対象となるのか。**

保育士等が補助要件を満たしていれば対象となります。ただし、同居の親族等が勤務先から住居手当等を支給されている場合は対象となりません。

**Q31. シェアハウスなど複数人で居住していた場合、補助はどのようになるのか。**

同居人の条件により補助の対象にならない場合がありますので、ご注意ください。1戸あたり45,000円（上限）の3／4を補助します。

**【例1】保育士A：補助対象要件に該当 幼稚園教諭B：補助対象外**

- ・Aさんのみ補助対象となります。2人とも住居手当等を受けていないことが条件となります。

**【例2】幼稚園教諭C：補助対象要件に該当 保育士D：補助対象要件に該当**

- ・同居している2人がどちらも補助対象要件に該当する場合は、どちらか1名のみが補助対象となります。

**Q32. 補助を利用している対象保育士等が、同一事業者が運営する他の保育所等に異動した場合はどうなるのか。**

異動先が江別市内の施設であれば、補助を継続できます。

**Q33. 平成30年10月1日に事業者に雇用され、保育所等で勤務していた保育士等が、令和3年4月1日から同一事業者が運営する他の施設に異動した場合、令和5年度の補助対象となるか。**

雇用が開始された日から5年間が補助対象となるので、平成30年10月1日に雇用された保育士等は、令和5年9月末までが補助対象となります。（同一事業者間の異動は新たな雇用とはみなしません）

**Q34. 平成31年4月1日に事業者に雇用され、江別市外の施設で勤務していた保育士等が、令和5年4月1日から同一事業者が運営する江別市内の施設に異動した場合、令和5年度から対象となるか。**

令和5年度から補助の対象となります。補助対象期間は雇用された日から5年間となりますので、令和6年3月末（令和5年度末）までとなります。

**Q35. 保育士等が当該宿舎から別の宿舎に転居した場合、新たな宿舎において補助対象となるのか。**

補助対象期間中であり、新たな宿舎が補助の要件を満たしている場合は補助対象となります。なお、物件の契約を変更する際に発生する事務手数料等の費用については補助の対象になりませんのでご注意ください。

**Q36. 対象保育士等が、雇用される前1年間に保育園の事務として勤務していた場合は対象となるか。**

雇用される前1年間に保育士又は幼稚園教諭として勤務していなければ対象となります。

【例】R2.3.31までA施設に事務として勤務 → R2.4.1からB施設に勤務の保育士等はR2.4.1以降、最大R7.3.31まで補助の対象となります。

**Q37. 対象保育士等が、雇用される前1年間に幼稚園で勤務していた場合は対象となるか。**

雇用される前1年間に、江別市内の他の保育所、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園のほかに認可外保育施設や企業主導型保育施設で保育士又は幼稚園教諭として勤務していた場合は対象となりません。

（雇用される前に勤務していた保育所等を退職してから1年経過した後は、補助対象とすることができます。）

【例】R2.3.31までA施設にて勤務 → R2.4.1からB施設に勤務の保育士等はR3.4.1以降、最大R7.3.31まで補助の対象となります。

※ ただし、江別市外の施設に勤務していた場合は、R2.4.1から対象となります。

## 【対象宿舎について】

### Q38. 江別市外に職員用の宿舎がある場合、対象になるのか。

江別市内の物件が補助対象のため、対象とはなりません。

### Q39. 宿舎は一棟借り上げる必要があるか

1棟を借り上げる必要はなく、アパートの1室を借り上げるのみで構いません。

また、1棟を借り上げた場合でも、保育士等が入居している戸数のみが対象となります。

### Q40. 家賃が補助基準額を超える物件を借り上げた場合どうなるか。

補助基準額以上の物件を借り上げた場合も対象となります。補助金額の算定上は、令和5年度は**45,000円**を上限として計算し補助します。

### Q41. 保育士等が個人で契約していた物件を、事業者の契約に変更しても対象になるか。

最初から事業者が借りるのが原則ですが、契約を事業者に変更した場合についても対象とします。その場合、補助対象となるのは事業者の契約となった日からとなります。

なお、物件の契約を変更する際に発生する事務手数料等の費用については補助の対象になりませんのでご注意ください。

## 【事務手続きについて】

### Q42. 交付申請について

補助金を受けようとする年度ごとに交付申請が必要です。なお、既に補助の交付決定を受けた対象保育士等の継続入居につきましても、その年度ごとに交付申請を行ってください。

(例：令和2年4月1日雇用の保育士等が、令和10年3月31日まで継続入居した場合、補助対象となる令和2年度～令和6年度については毎年交付申請を行う必要があります。)

### Q43. 申請期間について

毎年6月頃に申請を受け付けます。

年度途中の採用等、申請期間以降の契約等に係る交付申請につきましては、随時、申請を受け付けますのでご相談ください。

ただし、補助金申請が予算を超えるときは、申請を制限する場合があります。

### Q44. 申請は誰が行うのか。

申請者は事業者となります。なお、同一事業者で複数の施設を運営している場合は、施設ごとに書類を提出する必要があります。

### Q45. 住民票はコピーでもよいのか。また、いつ時点のものを提出するのか。

コピーを提出してください。

住民票は対象宿舎に居住していることを証明するものです。申請時は対象宿舎に居住した後に発行されたもの、実績報告時は補助対象期間が終了した後に発行されたものが必要です。

(申請書に、市が補助金の交付決定に必要な住民基本台帳の情報を閲覧することに対する、保育士等の同意欄を設ける予定ですので、同意がある方については提出の必要がありません。)

### Q46. 賃金台帳はいつ時点のものを提出するのか。

補助対象期間に 対象保育士等に住宅手当が支給されていないか等を確認しますので、補助対象期間の支給状況が分かるものを提出してください。

**Q47. 実績報告書に添付する書類で、補助対象宿舎の借り上げに係る毎月の支払額が確認できるものとはどのようなものか。**

借り上げ宿舎に係る賃借料等を、不動産賃貸契約書に記載されている貸主または振込口座へ支払われているかを確認するため、次のア～ウのいずれかを提出してください。

ア 支払い済み領収書の写し【原則】

- ・不動産賃貸借契約書に記載のある貸出人名義の領収書
- ・○月分賃借料、共益費代など記載してあること

イ 振り込み明細書の写し

- ・事業者名義で、不動産賃貸借契約書に記載のある、貸出人名義の口座に振り込まれている振り込み明細書の写し。

ウ 事業者名義通帳の写し（口座引き落としの場合）

- ・事業者名義で、不動産賃貸借契約書に記載のある貸出人名義の口座に引き落としされている通帳の表紙及び各月分の写し。

なお、提出書類にあたっては、次の点を満たすものか確認してください

（1）補助対象全期間のもの

（2）補助対象経費のもの

- ・駐車場代や手数料等補助対象外の経費をまとめて支払っている場合は、内訳の分かる資料を提出してください。

（3）事業者名義の支払いのもの

（4）賃貸借契約書どおりの支払いのもの

- ・賃貸借契約書と異なる支払方法の場合（振替口座の変更等）、それを証明する書類を提出してください。

**Q48. 法人の会計として本補助金はどのような扱いになるか。**

税理士等にご相談ください。